

# 第2回委員会からの主な変更点

頁	章	項目	意見の概要	対応
1	46,49	2章 3章 8 中央区における自転車の位置付け 1 基本目標	第2回提示の基本目標「自転車を移動手段の選択肢に加え、より豊かな生活を実現」について、自転車は既に移動手段として利用されていることから、移動手段の選択肢に加えることを、自転車の位置付けや、目標とするというのは、分かりづらい表現ではないか。	「自転車を移動手段の選択肢に加え、より豊かな生活を実現」を、「身近な移動手段である自転車を活用し、より豊かな生活を実現」に修正。
2	49	3章 2 個別目標 目標3	第2回提示の個別目標3「自転車の利用を促し、交通の利便性向上」について、「自転車利用を促し」とあるが、他交通から自転車への転換を図る施策となるのか。	本区は、鉄道・バス等の公共交通が発達している。自転車は、それらの交通と連携しながら利便性向上の一翼を担うものであると考えている。そのため、本計画の目標3「自転車利用を促し、交通の利便性向上」を「自転車の利用による、交通の利便性向上」に修正。
3	51	3章 4 具体的な取組 施策1-1 (1)安全教育の実施	自転車安全利用五則の①「車道が原則、左側を通行。歩道は例外、歩行者を優先。」について、「歩道は例外」という表現が分かりにくいので、「車道が原則、左側を通行」のみで良いのではないか。	自転車の安全利用を周知する際には、表現を工夫するものとし、本計画では「分かりやすく理解してもらう内容」とする旨を記載。
4	69,74	4章 2 自転車ネットワーク路線の選定 (1)自転車ネットワーク路線の考え方 要件2	第2回提示の「自転車の通過交通が少ない道路」について、交通量等のデータに基づくものか。	「自転車の通過交通が少ない道路」という表現は使用せず、「通過を目的とする自転車を誘導すべきでない道路」に統一。注意書きで、「行き止まり道路や生活道路等で、通過する自転車の通行を誘導すべきでない道路を選定」と記載。
5	91	5章 1 中央区路上駐輪対応方針の概要	第2回提示の方針の概要に「区では条例に基づき、区道上にある路上駐輪自転車の撤去」をしている旨の記載があるが、路上駐輪自転車の対応は区道以外でも必要ではないか。	「区道上にある自転車の撤去」を「関係機関と連携し、道路上にある自転車の撤去」に修正。
6	93,94,95, 97,98,99	5章 2 自転車の路上駐輪状況調査 (2)調査結果	全ての図面に地名が入っていた方が分かりやすい。	全ての図面に地名を記載。 路上駐輪の多い区画13箇所は、近くの駅と近隣施設を示す。
7	104	5章 5 路上駐輪の削減に向けた方向性 方向性その2 (駐輪場設置の推進)	駐輪場は、開発以外でも道路上等で整備を行っている旨を記載した方が良い。	「中央区自転車の放置防止に関する条例(第8条)」や「道路法施行令」の説明を加え、開発において駐輪場の整備を進めると同時に、区でも道路上等を活用して整備していくと記載。
8	105 参考資料1	5章 5 路上駐輪の削減に向けた方向性 方向性その4 (路上駐輪の特性に応じた対応)	障害者施設や高齢者施設等の要配慮者利用施設の周辺を重点的に対策するなど、対応の重点箇所を決めてはどうか。	①児童館・小・中学校②幼稚園・保育園等③介護施設等・障害者施設と路上駐輪の関係を整理した。一部の施設の周辺に路上駐輪の多い箇所はあったが、要配慮者利用施設と路上駐輪との関係性は確認できなかった。しかしながら、沿道施設などの周辺環境も考慮した駐輪対策は重要である。 そのため、路上駐輪の特性に応じた対応の方向性を新たに追加し、「周辺環境等を考慮」した対応をしていく旨を記載。
9	106	6章 1 推進体制 2 PDCAサイクルによる評価・改善 3 評価指標 4 計画の推進(ロゴマーク)		新規追加
10	110	7章 1 今後の展望 2 自転車を活用したまちの将来イメージ		新規追加